

電力供給仕様書

1 概要

- (1) 件名 市役所本庁舎で使用する電力の供給
(1年間予定使用電力量 936,300kWh)
- (2) 履行場所 別紙1のとおり
- (3) 業種(用途) 庁舎

2 仕様

- (1) 電気方式等 別紙1のとおり
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ア 契約電力 別紙2のとおり
ただし、変更する際は協議により決定する。
 - イ 予定使用電力量 別紙2のとおり
ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。なお、見積金額の算定にあたっては、別紙2に記載の「契約電力」及び「年間電力量」により1年間の金額を算定すること。
 - ウ 最大需要電力実績 別紙3のとおり
 - エ 使用電力量実績 別紙3のとおり
- (3) 供給期間
令和3年8月1日0時から令和4年7月31日24時まで(1年間)
- (4) 供給地点
対象建物の燕市所有の開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、供給時の一般送配電事業者等の所有とする。
- (6) 保安上の責任分界点
供給地点に同じ。

3 その他

- (1) 原則として、入札公告に掲げる供給期間は同一単価とする。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、協議による。
- (3) 見積金額の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実

測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、燕市管内の一般送配電事業者の算定方法と同様とする。

- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1 kW とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1 kWh とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率の単位は、1%とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (5) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに施設へ通知するものとする。施設の使用電力量等については取りまとめの上、燕市の指定する様式（別紙4のとおり）による電子データにて、8月分から12月分を1月末日までに、1月分から7月分を8月末日までに、報告するものとする。
- (6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者等と調整すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。